

令和 2 年 6 月 8 日

令和 4 年 3 月 3 1 日一部改正

令和 7 年 3 月 3 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金交付基準

補助金の名称	大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金
補助金の交付目的	卸売市場の入場業者で組織する各団体の市場活性化推進のための事業に補助を行うことにより、市場発展の促進に資することを目的とする。
補助金の交付対象者	大津市公設地方卸売市場協会 大津市公設地方卸売市場青果仲卸組合 大津市公設地方卸売市場水産仲卸組合 大津市公設地方卸売市場関連卸組合
補助対象経費	補助対象者が、市場の活性化や市場の役割の周知を推進するために行う事業に要した経費とし、そのうち市長が認めるもの。 ただし、以下に掲げる経費は補助対象外とする。 ・ ゴミ処理負担金 ・ 関係団体分担金及び会費 ・ 慶弔費及び交際接待費 ・ 食糧費及び飲食費 ・ レクリエーション費 ・ 繰出金及び予備費 ・ その他直接事業の実施に関わりのない経費 ・ 市場協会における青果仲卸組合及び水産仲卸組合からの事務委託料相当額 ・ 会員以外のものが参加する場合、これに関わる経費
補助金の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。
補助金交付事業の開始時期	令和2年4月1日 この基準は、令和2年6月8日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
補助金交付事業の終了時期	令和12年3月31日
様式	・ 大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金交付申請書 (添付：収支予算書、事業計画書)【様式第1号】 ・ 大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金交付決定通知書 【様式第2号】 ・ 大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金実績報告書 (添付：収支決算書、事業実績報告書、明細の分かる領収書写し) 【様式第3号】 ・ 大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金額確定通知書 【様式第4号】 ・ 大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金交付請求書 【様式第5号】 【様式第6号】
担当部署	大津市産業観光部公設地方卸売市場管理課

(様式第 1 号)

大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大津市長 様

申請者
住所
氏名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市公設地方卸売市場活性化推進事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	金 円
交付申請金額	金 円
補助事業の着手予定 年月日及び完了予定 年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	・ 収支予算書 ・ 事業計画書

(様式第 2 号)

大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金交付決定通知書

大産卸第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付、 第 号で申請のあった大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市公設地方卸売市場活性化推進事業
交 付 決 定 金 額	金 円
交 付 条 件	(1) この補助金は、補助対象事業以外の用途に使用してはならない。 (2) この補助金に対する実績報告書を事業完了後速やかに提出すること。 (3) 補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。 (4) この補助金の使途などについては、大津市監査委員の監査を受けることがある。 (5) 以上の各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。

この決定に不服のあるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

(様式第 3 号)

大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金実績報告書

第 号
年 月 日

大津市長 様

補助事業者
住所
氏名

年 月 日付、大産卸第 号で交付の決定のあった大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市公設地方卸売市場活性化推進事業
補助事業の着手年月日及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	金 円
補助金の既交付金額	金 円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	金 円
添 付 書 類	・ 収支決算書 ・ 事業実績報告書 ・ 明細の分かる領収書写し

(様式第 4 号)

大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金額確定通知書

大産卸第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付、大産卸第 号で補助金の交付決定をした大津市公設地方卸売市場活性化推進事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市公設地方卸売市場活性化推進事業
交付決定金額	金 円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	金 円
交付確定金額	金 円

(様式第 5 号)

大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大津市長 様

補助事業者
住所
氏名 印

年 月 日付、大産卸第 号で交付の決定のあった大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一括請求します。

事業年度		年度
補助事業の名称		大津市公設地方卸売市場活性化推進事業
交付決定金額		金 円
補助金を一括 請求する理由		
補助金の既交付金額		金 円
交付請求金額		金 円
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義	
添付書類		

(様式第 6 号)

大津市公設地方卸売市場活性化推進事業補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大津市長 様

申請者 住所
事業者名
代表者 氏名

年 月 日付、大産卸第 号で確定通知のあった大津市公設地方卸売市場
活性化推進事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により、次の
とおり請求します。

補 助 年 度		年度
補助事業の名称		大津市公設地方卸売市場活性化推進事業
交付確定金額		金 円
補助金の既交付金額		金 円
交付請求金額		金 円
振込先金融機関	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義	
添付書類		